

# 令和2年第5回総務文教常任委員会 要点記録

開閉会日時	令和2年6月24日(水曜日)			開会	13:27	会議場所	別海町議会 委員会室2・3		
				閉会	14:34				
委員の出欠	3 番	田村 秀男	出席	5 番	外山 浩司	出席	8 番	松壽 孝雄	出席
	13 番	中村 忠士	出席	15 番	戸田 憲悦	出席			
出席説明員	総務部	総務部長		総務部次長兼総務課長		総合政策課長		財政課長	
		浦山 吉人	欠席	佐々木栄典	欠席	三戸 俊人	欠席	寺尾真太郎	欠席
		税務課長		防災交通課長		西春別支所長		尾岱沼支所長	
		伊藤 輝幸	欠席	麻郷地 聡	欠席	田村 康行	欠席	福原 義人	欠席
		総務課主幹		総務課主幹		総合政策課主幹		財政課主幹	
		齋藤 陽	欠席	山田 哲哉	欠席	皆川 学	欠席	角川 具哉	欠席
		税務課主幹		防災交通課主幹		総務課主査		総合政策課主査	
		松田 勝広	欠席	深川 淳一	欠席	池田 大海	欠席	大森 圭介	欠席
		財政課主査		税務課主査		防災交通課主査		防災交通課主査	
		佐藤 貴也	欠席	高橋 克彦	欠席	相馬 儀彰	欠席	武田 聖士	出席
西春別支所主査									
門間 勝司		欠席							
出納室	会計管理者		出納室長						
	阿部 美幸	欠席	佐々木いずみ	欠席					
監査委員事務局	監査委員事務局長								
	小林 由治	欠席							
別海消防署	別海消防署長		別海消防署副署長		別海消防署副署長兼警防課長				
	山田 勝人	欠席	山桑 貴光	欠席	西塚 隆幸	欠席			
教育委員会	教育部長		生涯学習センター建設準備室長		教育部次長兼生涯学習課長他		指導主幹		
	山田 一志	出席	山岸 英一	欠席	石川 誠	出席	住吉 幹城	欠席	
	指導参事		学務課長兼学校給食センター長		学校教育課長		中央公民館長		
	根本 涉	出席	宮本 栄一	出席	入倉 伸顕	出席	内山 宏	出席	
	西公民館長		東公民館長		図書館長・郷土資料館長他		学校教育課主幹		
	田村 康行	欠席	福原 義人	出席	新堀 光行	出席	池田 卓也	出席	
	生涯学習課主幹		中央公民館副館長		西公民館副館長		東公民館副館長		
	戸田 博史	欠席	小村 茂	欠席	木戸口 誠	欠席	立澤 雅彦	欠席	
	図書館主幹		郷土資料館主幹		学務課主査		学務課主査他		
	堺 啓	欠席	石渡 一人	欠席	佐藤 亮	出席	大山 晋作	欠席	
学校教育課主査		生涯学習課主査		生涯学習課主査他		学校給食センター主査			
高津 寛人	出席	恒川 敦史	欠席	上杉 大洋	欠席	成瀬 広子	欠席		
委員外の出席							傍聴者	0名	
事務局職員	事務局長	小島 実	事務局主幹	松本 博史					
会議に付した事件及び会議結果など									
発言者		会議経過 ※所管毎に議事を行う事情等により議事番号が前後することがある。							
委員長	8番	松壽	13:27 開会 出席委員5名、調査期間1日 【教育委員会所管事務調査】						
委員長	8番	松壽	挨拶						
教育部長		山田	挨拶、経過報告及び調査概要説明						
			① 新型コロナウイルス感染症に係る学校等の対応について 質問						
委員	13番	中村	① 学芸会、文化祭等について、演目を限定するとの説明があったが、劇などは、指導に時間がかかるからという理由もあるのかなと説明を受け取った。それは、指導に要する時間の関係を理由としているのか、飛沫感染の予防を理由としているのか。						
教育部長		山田	① 長期休業があり、学校における学習時間の確保をしなければならない理由が一						

## 令和2年第5回総務文教常任委員会 要点記録

		つ。また、室内で行われる行事という点では、劇等の演目の場合、演出上の制約があり、換気がしにくい状況から飛沫リスクが高くなると想定される。学校側の判断になるので、リスク回避の意味でのお願いをしている。最終的な決定ではなく、今後、校長会等で内容を決定していくものである。
委員	13番 中村	① 限定的な方針とせず、現場の工夫を大事にしてほしい。もちろん感染防止が一番大事だが、限定的な言い方にならないようにしてほしい。
委員	3番 田村	① 長期休業は、学校管理規則では50日以内となっているが、今回の対応は、規則改正を施しての対応か、それとも運用での対応としたのか。
指導室参事	根本	① 運用の中での対応としている。
委員長	8番 松壽	議事1 所管事務調査について
		(1) 北海道別海高等学校教育支援事業（寄宿施設等助成事業）について 資料により内容説明
		① 別海高校寄宿施設運用収支実績計画表 質疑
委員	3番 田村	① 当初の制度設計時の示された計画との整合性の検証は終えているか。
学務課主査	佐藤	① 当初計画と現状との擦り合わせは終えている。当初の計画は、大地みらい信用金庫、現在の計画は、民間の会計事務所のまとめて資料となっているため、費目などに違いがある。
委員	3番 田村	① そういことであるならば、資料の一番端に、当時の計画の数値を掲載していると、どのように計画から変化があったのかわかるようになるので調査助かる。
教育部長	山田	① 言い訳にしかならないが、ゼロからのスタートから10年計画を立てたので、この2～3年の実績を踏まえて、計画の精度が高まるので、その計画を大事にしたい。当時の計画と比較しても、精度の違いがあり、比較にならないので、お示している計画に沿って、今後支援事業を運用していきたい。
委員	3番 田村	① それはわかるが、当初と変わってもよいのである。当初と結果が変わってもよいのであるが、10年間の協定を結んでいるのだから、原点の計画と変わるならば変わるで、見直す際にはきちんとした説明がないと納得がいけない。
委員	13番 中村	① 今の意見に同趣旨の意見を私も持っているので、資料を請求する。
教育部長	山田	① 資料は、示していたと思うが。
委員	13番 中村	① 本件については、終了後の委員会協議会で確認したい。 (終了後の委員会協議会で、資料が示されていないことがわかったので、後日、正副委員長において資料を要求する調整を行うこととなった。)
副委員長	5番 外山	① 入居者のバス通学費の助成のため、入居者全員で年間総額40万円分の支援を行うということであるが、それは、いつ決定したか。
		② 消耗品について、これまで年間20～30万円の支出であったが、令和2年度は、80万円ほど見込んでいる。この理由は。
学務課主査	佐藤	① 事業者の収支実績から、事業者と協議の上で、事業者の努力で対応している。5月に事業者と協議し、決定した。
		② コロナウイルス感染症対策や食洗器の購入を予定し、予算が増えている。
副委員長	5番 外山	① 具合が悪い時、悪天候時には事業者が送迎する対応をしていたが、それは続くのか。
学務課主査	佐藤	① 悪天候時、体調不良時の対応は継続される。今回のバス通学費の支援は、希望者に13枚綴りの回数券を好きなときに使えるようにするものである。
委員長	8番 松壽	議事2 その他
		(1) 別海町就学援助規則及び別海町特別支援教育就学奨励費補助規則の改正について 資料により内容説明
学校教育課主幹	池田	別海町就学援助規則の改正について

## 令和2年第5回総務文教常任委員会 要点記録

	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 概要と改正の経緯</li> <li>2 支給対象者</li> <li>3 改正項目</li> <li>4 改正理由</li> <li>5 内容</li> <li>6 支給</li> <li>7 認定数</li> </ol>
	別海町特別支援教育就学奨励費補助規則の改正について
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 概要と改正の経緯</li> <li>2 支給対象者</li> <li>3 改正項目</li> <li>4 改正理由</li> <li>5 内容</li> <li>6 支給</li> <li>7 認定数</li> </ol>
	質疑
委員 3番 田村	① 様式中の元号の「平成」を削除するだけなのか、「令和」に改正するのか、説明文書と添付の様式の記載がバラバラとなっているので、どのように改正するのか。
学校教育課長 入倉	① 改正の狙いは、元号が変わっても規則改正を要しないようにするため、御指摘を踏まえて修正したい。
委員 13番 中村	① 就学援助規則、特別支援教育就学奨励費補助規則、いずれも認定数が資料に掲載されているが、コロナ禍で収入が減ったという家庭もある。文科省からも各家庭への周知をすること、締め切りを伸ばしてもよいことなど、通知があったはずだが、どのような対応となるのか。
学校教育課長 入倉	② 例年と比べての認定数の状況は。
学校教育課主幹 池田	③ 入学準備金と修学旅行費については、過去に支給期日を早めたいとする論議があった。説明では、入学準備金は3月、新入学学用品費は6月を支給月とするということであるが、いずれも3月に支給できるように改善できないのか。
委員 13番 中村	① 国から3月24日付で通知が来ている。その中で、「家庭や学校の状況でやむを得ない場合は申請期間の延長」「家計が急変した場合に年度の途中で認定して、必要な支援をする対応」をするよう求められている。このため、可能な限り柔軟な対応をすると、4月に各学校に周知している。コロナウイルス感染症の影響により申請が遅れた場合は、4月に遡って援助する。
委員 13番 中村	② 入学準備金とは、入学する前に支給するものであり、新入学学用品費は、入学してから入学準備金を申請し忘れた保護者に支給するものである。
委員 13番 中村	② 2つ目の質問の回答が漏れている。
委員 13番 中村	② 就学援助の認定数は、準要保護者については、昨年度は78人、今年度は67人である。特別支援教育就学奨励費補助の認定数は、昨年度は61人、今年度は64名となっている。すべて小・中学校あわせての人数である。
委員 13番 中村	③ 新入学学用品費が6月支給となることの意味を再度説明してもらいたい。
委員 13番 中村	③ すべて6月支給にしている。前年の所得が決まってから決定するために、どうしても6月の支給月になってしまう。
委員 13番 中村	③ 補足であるが、入学準備金は、入学に間に合うようにということで数年前から改善し、3月に支給している。住民周知をしているが、どうしても申請が間に合わなかった方に対しては、4月末まで受け付けているものに対して、新入学学用品費ということで6月までに支給している。

## 令和2年第5回総務文教常任委員会 要点記録

委員	13番	中村	<p>③ 入学準備金は3月支給で、税の確定ができないからとの論議が過去にあった。申請が遅れた人は、準備金がもらえないということであるのか。</p> <p>③ 例えば、私の子供が幼稚園の年長だったとして、その場合にもらうのが入学準備金、新1年生になってもらう場合は新入学学用品費ということである。</p> <p>④ 生活保護の基準をもとに準要保護を決めているが、本町の場合の基準を確認したい。</p> <p>④ 当町の場合は、平成24年12月の生活保護者の需要額の1.3倍としている。</p> <p>④ 他の自治体で、当町の基準より高い設定の自治体があるが、その問題は今後に譲りたい。</p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月16日の北海道新聞に次亜塩素酸水の有効性は不透明ではないかという記事があり、その有効性についてさまざまな説がある。町教委として、学校などで使用していると思うが、その有効性の検討はしているか。</li> <li>・ 新聞報道発表もあるが、道教委から通知があり、有効性がないとは謳われていない。また、現在、調査中、検討中との連絡がある。各学校では、次亜水、アルコール、ハイターなどの消毒液、界面活性剤について有効性があると通知があったので、これらにより対応している。</li> </ul>
学校教育課長		入倉	
委員	13番	中村	
学校教育課主幹		池田	
委員	13番	中村	
委員	13番	中村	
委員	13番	中村	
学校教育課長		入倉	
委員長	8番	松壽	
委員長	8番	松壽	

閉会挨拶

14:34 閉会